

静岡県賀茂郡西伊豆町鎮座別所神社伝来の鏡

植松 勇介

一 はじめに

静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須に鎮座する別所神社には近世以前の銅鏡が十四面伝存している。別所神社伝来鏡を初めて紹介したのは足立鉄太郎氏だろう。足立氏は伊豆半島南部に鎮座する神社の情報をまとめ、昭和三年(二九二八)に『南豆神祇誌』と題して発表した。そのなかで別所神社伝来鏡に言及している。⁽¹⁾しかし、足立氏が別所神社で確認した鏡は十面だったらしい。また、個々の鏡に関する記述はほとんどなく、写真も掲載されていない。昭和十一年(一九三六)刊行の『静岡県史』第二卷(以下、『静岡県史』と略す)でも別所神社伝来鏡が取り上げられた。同書には八面の直径と簡単な所見が記され、そのうち、五面については背面の写真も掲載されている。⁽²⁾近年では賀茂村教育委員会が刊行した『ふるさとのしおり』や『賀茂村誌資料』第一集⁽⁴⁾において紹介されているが、いずれも伝存数を十ニ面としており、写真も一枚ずつしか掲載されていない。平成二十三年(二〇二一)五月、筆者は別所神社伝来鏡を実見する機会に恵まれたので、得られた知見を報告し、今後の地域研究に資したいと思う。

二 別所神社の由緒と伝来鏡の概要

寛政十二年(一八〇〇)に秋山富南がまとめた伊豆国の地誌、『豆州志稿』の巻八において別所神社は『延喜式』神名帳所載の宇久須神社に同定されている。⁽⁵⁾『豆州志稿』にやや遅れて成立した掛川藩の地誌、『掛川誌稿』の巻十三でも同様である。⁽⁶⁾しかし、別所神社の一キロほど西、宮原に宇久須神社と称する神社があり、近年ではこちらが『延喜式』神名帳所載の宇久須神社と見なされている。⁽⁷⁾なお、『豆州志稿』および『掛川誌稿』では宮原の宇久須神社を三島(大)明神と記述する。

別所神社が式内社であれば、平安時代初期には成立していたことになるが、地元では応永二十三年(一四二六)の創建と伝えられ、⁽⁸⁾『豆州志稿』巻八および『掛川誌稿』巻十三には永祿五年(一五六二)作成の棟札の記事が転載されている。⁽⁹⁾別所神社は遅くとも十六世紀前半には造営されていたらしい。

現在、別所神社は伊弉諾命・伊弉冉命を主神、稲荷大明神と須佐之男命を相殿神とする。稲荷大明神と須佐之男命は明治七年(二八七四)の合祀であり、別所神社という社名もこの時に定められた。⁽¹⁰⁾明治七年以前、別所

神社は熊野権現と呼ばれており、『掛川誌稿』卷十三によると、熊野三所権現の本地仏を祀り、中央に千手観音（那智）、左に阿弥陀如来（本宮）、右に薬師如来（新宮）が配されていたという。⁽¹¹⁾

別所神社伝来鏡十四面は一括して木箱に収納されている。この収納箱は幅四〇・一センチ、奥行二八・一センチ、高さ九・七センチで、二段重ねになっており、上段・下段とも円形の割り込みを六箇所作って鏡を一面ずつ入れる。鏡十四面に対して割り込みは十二箇所しかないため、二面は上段の余地に置かれている。蓋裏に区会議員十二名の氏名が墨書されるが、収納箱の製作時期を示す記述はない。

収納箱の割り込みに入った十二面には各々木札が添えられ、上段の六枚には「第壹號」から「第六號」、下段の六枚には「第七號」から「第十貳號」の墨書がある。上段の余地に置かれた二面には木札は付属しない。当初、木札は各鏡の鈕あるいは懸垂孔に紐で結びつけられていたようだが、現状ではすべて紐が切れており、鏡と木札の対応関係が収納箱製作時と異なる可能性もある。また、収納箱の割り込みが十二箇所であることや木札が十二枚しかないこと、先掲の『ふるさとのしおり』『賀茂村誌資料』における別所神社伝来鏡の面数が十二面であることを踏まえれば、収納箱製作時に確認されていた鏡は十二面で、二面は後に発見されたものと考えられる。しかし、その二面が上段の余地に置かれた鏡とは限らない。ともあれ、本稿では調査時に添えられていた木札の番号に則って各鏡を呼称する。また、木札が添えられていなかった二面については便宜的に十三号、十四号とする。以下、各鏡の法量および現況をまとめ、背面の図様を解釈しつつ製作年代の推定を試みたい。

三 各鏡の現況と製作年代の推定

【一号】(図1)⁽¹²⁾

〔法量〕 面径九・九センチ、縁幅〇・三センチ、縁高〇・六センチ、重量七一・六グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は赤みを帯びる。割れや欠損は認められない。発錆も薄い。表裏に黒色の汚れが目立つ。背面側より懸垂用の孔が一つ穿たれている。縁は外傾斜が強い。

表面は研磨されているが、鍍錫は施されていない。中央に大きく梵字「卍」(サク)を墨書する。

背面の図様はやや鈍い。凸界線を設けて内区と外区に区画する。内区には丸文三つ、雀二羽と蝶一匹を表出させる。丸文は十二時・四時・八時方向に配されている。中心に菊花菱を置き、菊花菱の頂点から短線がV字形に並ぶ。V字形の区画内には三乃至四の小点を打っている。この丸文は七宝文を意図したものであろうか。丸文の間隙である二時と十時方向には二羽の雀、六時方向には蝶が見える。双雀は共に右へ飛翔し、蝶は左へ頭を向けており、それぞれに岩塊が伴う。鈕は円錐形で、頂部が削平されている。孔は貫通せず、孔口のみ作られている。鈕座の周囲には小珠を巡らせる。外区には短線を連ねた水波を等間隔で六箇所を表している。なお、一号は「草花紋蝶鳥鏡」という名称で『静岡県史』にも取り上げられている。⁽¹³⁾

丸文を表出する鏡は十二世紀後半から現れる。鰐淵寺(島根県出雲市)の蔵王窟内で仁平三年(一一五三)銘の滑石製経筒と共に出土した鏡(図2)⁽¹⁴⁾があげられよう。一号の製作時期も十二世紀後半と思われる。

【二号】(図3)

〔法量〕 面径一〇・〇センチ、縁幅〇・二センチ、縁高〇・五センチ、重量七六・二グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金はやや赤い。割れや欠損は認められないが、背面側の一箇所にくぼみがある。縁は薄く、ほぼ垂直に立ち上がる。

表面は鍍に覆われており、状態を把握しにくい。観察した範囲では鍍錫の痕跡は認められず、銘文や神仏像もないようである。

背面の図様は表出がやや鈍い。凸界圏を巡らせて内区と外区に区画するが、図様は連続している。三時方向から二本の草木が生じ、中心の鈕を反時計回りで巻き込むように九時方向まで伸びており、それぞれ楕円形にまとまった細かい花または葉をつける。花(葉)は内側の幹に三組、外側に四組あり、六時方向にも二組がハ字形に配されている。こうした花(葉)は萩とも羊歯ともいわれるが、二号では幹に節が表現されているため、竹を意図したものかもしれない。また、四時方向と八時方向には尾の長い小禽が飛翔する。二羽とも両翼を広げ、内側に頭を向けている。鈕は小さな円錐形で、頂部が削平されており、孔が貫通する。鈕には菊花を振ったような座、いわゆる「振菊座」が付属する。なお、写真は掲載されていないが、二号は『静岡県史』で「草葉飛雀鏡」と呼称される鏡⁽¹⁵⁾だろう。

二号の類例には茨城県土浦市の東城寺経塚出土鏡があげられる(図4)⁽¹⁶⁾。草木や双鳥の形姿、配置がかなり近い。ただし、東城寺経塚出土鏡と比較すると、二号の図様は躍動感に乏しく、形式化が進んでいるように見受けられる。東城寺経塚では保安三年(一一二二)および天治元年(一一二四)の銘の経筒が出土しており、図4にあげた鏡も製作年代は十二世紀前半まで

上がるが、二号はやや遅れて十二世紀後半と考えられる。

【三号】(図5)

〔法量〕 面径九・八センチ、縁幅〇・二センチ、縁高〇・六センチ、重量六九・三グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は赤みを帯びている。表裏とも点々と発錆するが、割れや欠損は認められない。鏡面側より懸垂用の孔が二つ穿たれている。縁はやや外へ傾斜する。

表面は研磨されているが、鍍錫は施されていない。中央に大きく梵字「𑖀」(キリク)を墨書する。

背面の図様は鮮明で、凸界圏を設けて内区と外区に分割する。内区には二重凸線を井桁に引いて菱形の格子地文を形成し、その内部に四つの小点を打つ。また、十二時方向に二羽の雀を表す。二羽は向かい合うが、一方が水平に飛翔しているのに対し、もう一方は空中で静止するような姿勢を見せる。鈕は円錐形で、頂部が丸い。孔が貫通せず、孔口のみ作られている。鈕には円形の座が付属し、その周囲に小珠が巡る。外区には短い弧線を並べた水波があり、等間隔で六箇所配されている。なお、三号は「菱点格子地飛雀鏡」という名称で『静岡県史』にも取り上げられている⁽¹⁷⁾。

格子地文を鑄出した鏡は、例えば、兵庫県篠山市の上板井経塚で出土している(図6)⁽¹⁸⁾。上板井経塚は十二世紀末から十三世紀初頭に築造されたようだが、図6にあげた鏡はそれよりもやや古いと考えられている⁽¹⁹⁾。三号も十二世紀後半に製作されたものだろう。

ところで、格子地文は一般に網代と称される。しかし、区画内に小点を打った格子地文を網代と解することには躊躇がある。むしろ、その淵源は

十一世紀末から十二世紀初頭の北宋鏡に見られる七宝地文ではないか。例えば、図7は江西省九江市星子県で出土した鏡で、詳しい出土状況は明らかでないが、元祐七年（一〇九二）銘の墓誌が伴っていたらしい。⁽²¹⁾近年、十二世紀前半の鏡に北宋鏡の影響が指摘されており、⁽²²⁾小点の内在する格子地文も七宝地文の写し崩れと考えられる。

【四号】（図8）

〔法量〕 面径九・八センチ、縁幅〇・三センチ、縁高〇・五センチ、重量六八・五グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は赤みを帯びている。割れや欠損はなく、発錆も少ないが、背面側より懸垂用の孔が二つ穿たれている。縁は外傾斜が強い。

表面は研磨されているが、鍍錫は認められない。中央に大きく梵字「𑖀」（サ）を墨書する。

背面の図様は鮮明で、凸界圈を設けて内区と外区に分割する。内区には細葉の草木を等間隔で三株鑄出す。薄だろうか。いずれも中心に向かって葉を伸ばし、葉先を左へなびかせる。鈕は円錐形で、頂部が丸い。孔が貫通せず、孔口のみ作られている。鈕には円形の座が付属し、その周囲に小珠が巡る。鈕に隣接して双雀が表されており、二羽とも右から左へ飛翔し、先行する一羽をもう一羽が追隨する。外区には短い弧線を並べた水波があり、等間隔で六箇所配される。水波に添えられた小さな半円形は波頭を意図したものである。なお、四号は「群薄飛雀鏡」という名称で『静岡県史』にも取り上げられている。⁽²³⁾

四号の類例には鰐淵寺藏王窟内出土鏡があげられる（図9）⁽²⁴⁾。草木の種類や双雀の位置など異なる点もあるが、内区を三分割して草木を配すると

いう構図が四号と共通する。図9の鏡は図2と同じく仁平三年（一一五三）銘の滑石製経筒と共に出土しており、十二世紀後半、平安時代後期の製作だろう。四号も同時期の製作と思われる。

【五号】（図10）

〔法量〕 面径九・六センチ、縁幅〇・二センチ、縁高〇・四センチ、重量四四・八グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は赤みを帯びる。鏡体はかなり薄く、別所神社伝来鏡のなかで最も軽い。割れや欠損はないが、縁に沿って円形の孔が二つ、円形の孔が一つ開いている。円形の孔は並列しており、背面側から穿たれている。懸垂用だろう。楕円形の孔は周囲に穿孔時の捲れが見られないため、鬆かと思われる。縁は低く、強く外傾斜する。

表面は研磨されているが、鍍錫は施されていない。中央に大きく梵字「𑖀」（キリク）を墨書する。

背面の図様は鮮明で、凸界圈を設けて内区と外区に分割する。内区には十六の花文を表出させる。花文は同心円状に配されており、内側に五、外側に十一が展開する。いずれも小輪の周囲に極小の三角形を内向きに巡らせた形状で、菊花を意図したものであるが、簡略化が著しい。また、間地には二羽の雀が表されている。一羽は外へ、もう一羽は中心へ頭を向ける。双雀は肉取りが薄く、眼さえ表現されていない。鈕は円錐形で、頂部が削平されている。孔は作られていない。鈕には円形の座が付属し、その周囲に小珠が巡る。外区では水波が五箇所に見られる。なお、五号は「花文散双鳥鏡」という名称で『静岡県史』にも取り上げられている。⁽²⁵⁾

五号の類例は和歌山県東牟婁郡那智勝浦町的那智経塚で出土している

(図11)⁽²⁶⁾。やはり小輪と三角形を組み合わせた花文を同心円状に配しており、鈕座や双雀の形状も近い。この鏡の出土状況や伴出遺物は明らかでないが、那智経塚の遺物は平安時代後期、十二世紀後半に集中しており、その頃に製作されたものと考えられている。⁽²⁷⁾五号も同時期の製作だろう。

【六号】(図12)

〔法量〕 面径九・二センチ、縁幅〇・二センチ、縁高〇・三センチ、重量五〇・〇グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は赤みを帯びる。鏡体はかなり薄い。割れや欠損はないが、全体に発錆し、背面には黒色の汚れが付着する。背面側より懸垂用の孔が二つ穿たれている。縁は低く、強く外傾斜する。

表面は研磨されているが、鍍錫は施されていない。中央に大きく梵字「𑖀」(サ)を墨書する。

背面の図様はやや鈍い。凸界圏を設けて内区と外区に分割する。内区には二重凸線をほぼ直交させて正方形に近い格子地文を形成し、その内部に三つの小点を打つ。また、十二時方向に二羽の雀を表す。双雀は肉取りが薄い。共に頭を上方へ向けている。鈕は円錐形で、頂部が丸い。孔が貫通せず、孔口も作られていない。鈕には円形の座が付属する。外区には短い弧線を並べた水波が見える。一部は不鮮明だが、等間隔ならば、六箇所となる。なお、六号は「三點格子地飛雀鏡」という名称で『静岡県史』にも取り上げられている。⁽²⁸⁾

六号の図様は三号に類似する。三号と比較して六号は簡略化が目立つが、製作時期はやはり十二世紀後半、平安時代後期と考えられる。

【七号】(図13)

〔法量〕 面径九・三センチ、縁幅〇・四センチ、縁高〇・五センチ、重量九〇・二グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は赤みを帯びる。割れや欠損は認められない。縁は幅が広く、ほぼ垂直に立ち上がっている。

表面は一部に凹みがある。緑青が厚く覆っており、緑青によって紙片が固着している。鍍錫の痕跡、銘文や神仏像は確認できない。

背面の図様は比較的鮮明で、線が柔らかい。凸界圏を設けて内区と外区に分割するが、図様は内外区にわたって展開している。背面下方に海原が広がり、四時方向から巨岩が屹立する。巨岩の中腹と頂上には松が枝を張り出している。八時方向にも岩礁があり、そこに生える松には禽鳥(千鳥か)が留まる。岩礁の左端には筍が生える。十二時方向にも禽鳥が表されており、頭部を真下に向けているため、垂直に降下しているように見える。鈕は円錐形で、頂部が丸く、孔が貫通している。鈕には亀形の座が付属する。

七号は「蓬萊千鳥鏡」という名称で『静岡県史』にも取り上げられている。⁽²⁹⁾蓬萊とは中国における伝説上の神山、蓬萊山のこと、『列子』湯問篇にはその情景が次のように叙述されている。すなわち、蓬萊山は岱輿・員嶠・方壺・瀛洲と共に渤海の遥か東方に漂い、各々の山中には金銀珠玉で飾られた宮殿が建ち、純白の禽獣が戯れ、木々の果実を食すれば不老不死となり、神仙のみが暮らしているという。また、五神山の消失を危惧した天帝が一山につき三匹ずつ巨亀を遣わし、頭で支えさせたとも語られている。⁽³⁰⁾この伝説に依拠した図様もあるが、日本ではあまり行われず、むしろ

ろ、松の繁る岩礁や洲浜に鶴と亀が遊ぶ図様が蓬莱山の情景と見なされ、十四紀前半に定型化する。七号の図様は下方に海原、右方に巨岩を配し、通例の蓬莱図に近いが、禽鳥が鶴ではなく、巨岩も誇張が少ない。より古様であり、蓬莱図が定型化する前段階に位置づけられる。また、十三世紀末になると、亀形の鈕座は行われなくなり、鈕そのものが亀形になる⁽³¹⁾。従って、七号は十三世紀中頃に製作されたものと推定され、銅鏡における蓬莱図の定型化を考える上で重要な作品となるだろう。

【八号】(図14)

〔法量〕 直径一〇・四センチ、縁幅〇・三センチ、縁高〇・六センチ、重量九六・七グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は白みを帯びる。全体に緑青が広がっているが、割れや欠損はない。背面側より円形の懸垂孔が二箇所穿たれている。縁はやや高く、ほぼ垂直に立ち上がる。

表面は研磨されている。鍍錫の痕跡はなく、現状では銘文や神仏像も確認できない。

背面の図様は表出がかなり鈍い。凸界圏を巡らせて内区と外区に区画するが、図様は連続する。八号には二種の花が表されている。一方は円形の花弁を五枚つけ、三角形の葉を伴う。もう一方も五弁花だが、花弁の形状は逆合形で、先端に切り込みが入っており、葉は松かさ状である。前者は山吹、後者は桜と見なされることが多い。花々のあいだには二羽の雀が左から右へ飛翔している。鈕は円錐形で、先端が丸い。孔が貫通する。鈕には円形の座が備わっており、その周囲に小珠が巡っている。なお、写真は掲載されていないが、八号は『静岡県史』で「櫻山吹飛雀鏡」と呼称され

る鏡⁽³²⁾だろう。

山吹と桜花を組み合わせた図様は、例えば、京都市伏見区の稲荷山経塚より出土した鏡に見られる(図15)⁽³³⁾。稲荷山経塚では紀年資料は発見できなかったが、概ね平安時代後期の造営と考えられており、九条兼実が養和二年(一一八二)に供養した経塚に同定する見解もある⁽³⁵⁾。八号の製作時期も十二世紀後半、平安時代後期だろう。

【九号】(図16)

〔法量〕 直径一一・八センチ、縁幅〇・三センチ、縁高一・一センチ、重量二二・六グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は赤みを帯びている。割れや欠損はなく、発錆も少ない。鏡面側より懸垂用の孔が二つ穿たれている。縁は高く、ほぼ垂直に立ち上がる。別所神社伝来鏡のなかで十二号に次いで重い。

表面は研磨されているが、鍍錫は確認できない。表面全体が波打っており、中央には黒色の塗料(漆か)が付着する。銘文や神仏像は表されていないようである。

背面の図様は鮮明である。凸界圏を設けて内区と外区に分割するが、図様は内外区にわたって展開している。下方の三分の一に籬が展開し、その奥に七本の草木が伸びている。十二時方向には二羽の飛雀が正対する。鈕は円錐形で、頂部が丸く、孔が貫通している。鈕には花蕊座が付属する。なお、九号は足立氏が「柴垣飛雀鏡」と称した鏡⁽³⁶⁾だろう。

背面下方に籬を表した鏡は十二世紀中頃には出現しているが、鮮明でやや硬い九号の文様表出は製作年代の下降を窺わせる。十二時方向で正対する双雀は十三世紀後半より見られるので、九号も十三世紀後半、鎌倉時代

後期に製作されたものだろう。

【十号】(図17)

〔法量〕 直径一一・〇センチ、縁幅〇・三センチ、縁高〇・九センチ、重量二〇四・九グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は赤みを帯びている。割れや欠損はなく、発錆も少ない。縁は高く、ほぼ垂直に立ち上がる。

表面は研磨されており、鍍錫も施されている。中央に紙製のテープが貼られていた痕跡がある。銘文や神仏像は表されていない。

背面の図様はやや鈍い。凸界線を設けて内区と外区に分割する。内区の内側にはさらに凸線を巡らせ、界圈内に接した網目文帯を表出する。内区下方に大きくうねる洲浜が広がり、洲浜の左端に低い松が見える。右端にも樹木が生え、こちらは中心の鈕を反時計回りで巻き込むように八時方向まで伸びている。その葉は杏仁形で、小珠を中心に三枚ずつ正三角形にまとまっている。小さく丸い果実らしき描写も見られる。八時方向には両翼を広げて正対する二羽の雀を配している。鈕は円錐形で、頂部が丸い。孔が貫通する。鈕には花蕊座が付属する。

外区は凸線でさらに二分割されており、内側には型押しによる菊花文、外側には櫛歯文を巡らせる。櫛歯文帯のような幾何学文帯は漢時代の鏡に由来するため、外区に幾何学文帯を鑄出した鏡は一般に「擬漢式鏡」と呼ばれている。

十号に見られる三枚一組の葉はいわゆる「三柏」で、ブナ科の落葉樹であるカシワの葉を意匠化したものをいう。三柏は十三世紀後半より鏡に表されるようになる⁽³⁹⁾。一方、型押しによる菊花を鑄出した擬漢式鏡は十四世

紀前半、鎌倉時代末期から南北朝時代に現れており、十号もその頃に製作されたものと考えられる。⁽⁴⁰⁾

【十一号】(図18)

〔法量〕 直径一一・〇センチ、縁幅〇・三センチ、縁高〇・七センチ、重量一五四・〇グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、割れや欠損はないが、表裏とも発錆しており、地金の質は観察できない。縁は高く、ほぼ垂直に立ち上がる。

表面は研磨されているようだが、発錆により詳しい状態を把握しにくい。観察した範囲では鍍錫の痕跡は認められず、銘文や神仏像もないようである。

背面の図様は模糊としている。周縁部の緑青が特に厚いが、もともと铸上がりも鈍かったようである。背面は凸界線を設けて内区と外区に分割する。内区には二重凸線を巡らせ、亀甲地文を展開させる。亀甲地文は六角形を密着させずに等間隔で並べ、その間隙に二重線を引いたものである。六角形の内部には菊花を入れる。この菊花はどれも形状が等しいので、型押しだろう。十二時方向には両翼を広げて向かい合う二羽の雀を配している。鈕は円錐形で、頂部が丸い。孔が貫通する。鈕には花蕊座が付属する。外区は凸線でさらに二分割されており、内側では鋸歯文を噛み合わせ、外側には菊花を巡らせる。外区の菊花は内区と同一である。

界圏の内外に凸線を巡らせた鏡は十四紀前半から行われる。特に、東京国立博物館に保管されている文和四年(二三五五)銘鏡は、外区の凸線が二重になっているものの、十一号と同じく界圏の内外区に一周ずつ凸線を加えている(図19)⁽⁴¹⁾。また、亀甲地文もやはり十四世紀前半に現れる。こ

の頃の亀甲地文は十一号と同じく六角形の間隙に二重線が引かれているが、十四世紀も半ばを過ぎると、六角形の間隙に引かれるのは単線になる。⁽⁴²⁾従って、十一号の製作年代は十四世紀前半、鎌倉時代末期から南北朝時代と考えられる。

【十二号】(図20)

〔法量〕 面径一一・六センチ、縁幅〇・三センチ、縁高一・二センチ、重量二五〇・八グラム

〔所見〕

銅鑄造製で、地金は黄色を帯びている。割れや欠損はなく、緑青も少ない。縁が高く、ほぼ垂直に立ち上がる。鏡体が厚く、別所神社伝来鏡のなかで最も重い。

表面は研磨され、鍍錫も施されている。銘文や神仏像は刻まれていない。中央にへこみがある。

背面は鑄傷が目立ち、鑄型作成時の見当の痕跡も残存しており、鑄液えがほとんど行われていないようである。図様の表出もやや鈍い。二重の凸界線を巡らせて内区と外区に区画するが、図様は連続している。背面の下方に洲浜が広がり、その右端に松が生える。松は反時計回りに幹を曲げ、笠状にまとまった釣鐘形の針葉を張り出している。洲浜の中央には竹が伸び、左端から界線に沿って梅らしき花が咲く。鈕は龜形で、鈕孔が貫通する。甲羅には亀甲形を作って各々に花菱を入れる。龜は頭を九時方向へ向け、その鼻先に二羽の鶴が上下から嘴を接している。双鶴は共に洲浜に降り立ち、翼を開いている。下段の鶴の足元には二羽の雛が見える。十二時方向にも鶴を表出する。こちらは首を直下に向け、両翼を大きく広げている。また、五時方向には「天下一」⁽⁴³⁾と陽鑄する。

十二号の図様も七号と同じいわゆる「蓬萊図」だが、形骸化が著しい。洲浜の砂と松の樹皮が同じ点描で表現され、針葉も単純な釣鐘形となっている。八時から十時方向には梅花が配されるが、幹は描写されていない。双鶴も形姿が硬直している。

十二号の類品は枚挙に暇がない。しかし、年代を限定できるものは意外に少ない。静岡県内では磐田市岩井に位置する安全寺境内墳墓群の一号墓で出土した例⁽⁴⁴⁾が知られる。十二号と安全寺一号墓出土鏡は図様の構成が近く、二重界線、天下一銘も共通する。しかし、十二号に比べて安全寺一号墓出土鏡の図様はやや写実的である。例えば、松樹の幹が高肉になっており、洲浜と描き分けられている。安全寺一号墓では十七世紀末から十八世紀後半のかわらけが出土している⁽⁴⁵⁾ので、鏡もその頃のものだろう。十二号は安全寺一号墓出土鏡より明らかに退歩しており、十八世紀末から十九世紀初頭、江戸時代後期の製作と思われる。

【十三号】(図22)

〔法量〕 面径八・八センチ、縁幅〇・四センチ、縁高〇・二センチ、重量六二・一グラム

〔所見〕

本鏡は番号を記した木札が伴っていなかったため、便宜的に十三号と称する。銅鑄造製で、地金は赤みを帯びる。割れや欠損は認められず、発錆も薄い。縁は低く、幅が広い。別所神社伝来鏡のなかで唯一縁幅の計測値が縁高を上まわっている。

表面は研磨されているが、鍍錫は施されていない。中央に大きく梵字「卍」(サク)を墨書する。

十三号の背面には界線および図様が鑄出されていない。ただし、細い凸

線が同心円状に幾重にも巡っている。鑄型成形時についた轆轤目が転写されたものだろう。鈕は細長い橋梁状で、頂部がわずかに削平されており、孔が貫通する。鈕孔の周囲の鑄肌が荒れている。

十三号のように背面に図様がなく、縁幅の計測値が縁高を上まわる鏡は十二世紀に中国で盛行した。背面に「湖州」で始まる陽鑄銘を表出させたものが多いことから「湖州鏡」と呼ばれる。湖州鏡は同時代の日本にも相当数舶載されたらしい。主に西日本に分布し、経塚遺物や社寺伝世品に散見される。しかし、十三号を湖州鏡と見なすには躊躇がある。まず、十三号には湖州鏡を特徴づける陽鑄銘がない。また、湖州鏡では鑄型に流し込んだ熔銅が冷えて収縮した痕跡、鑄皺が背面にそのまま残っていることも珍しくないが、十三号に鑄皺はない。一方、湖州鏡の鈕は概して半球状で、橋梁状の形式でも幅が広く、十三号のような細長い鈕は稀である。むしろ、十三号の鈕は十二世紀前半に湖州鏡の影響を受けて成立したいわゆる「多度度鏡」に近い。⁽⁴⁶⁾従って、十三号は十二世紀前半、平安時代後期に製作されたものと考えられる。

【十四号】(図23)

〔法量〕 面径六・七センチ、縁幅〇・二センチ、縁高〇・四センチ、重量五九・二グラム

〔所見〕

本鏡も番号を記した木札が伴っていなかったもので、便宜的に十四号と称する。銅鑄造製で、地金は赤みを帯びる。割れや欠損はないが、全体に厚く発錆する。縁はほぼ垂直に立ち上がっている。表面が波打ち、背面の文様もかなり模糊としていることから、火中した可能性も考えられる。

現状では表面に鍍錫の痕跡は認められない。銘文や神仏像も表されてい

ないようである。

背面は凸界圈を設けて内区と外区に分割するが、内外区にわたって葦の繁る水辺に鴛鴦が憩う情景を展開させる。鴛鴦は二羽とも真横から見た姿で表され、正対しており、葦も含めて左右対称に配されている。鴛鴦の下には带状の水波が九段重なる。水波の描写は背面の三分の二を占めている。鈕は基石状で、孔が貫通し、鈕孔内には繊維質が残存する。鈕には歯車状の座が付属する。

十四号の図様は珍しく、図様からは製作年代を限定しにくい。しかし、歯車状の鈕座に着目すれば、いくつか類例を見出せる。図⁽⁴⁷⁾24にあげた鏡もその一つである。この鏡は御殿場市神山高内において貞和六年(一三五〇)の年号を針書した鏡と共に出土した。従って、十四号も十四世紀半ば、南北朝時代に製作されたものと考えられる。

四 梵字について

別所神社伝来鏡十四面のうち、六面に梵字が墨書されている。すなわち、一号(図25)と十三号(図26)が「𑖀」(サク)、三号(図27)と五号(図28)が「𑖁」(キリーク)、四号(図29)と六号(図30)が「𑖂」(サ)である。

十三号を除いた五面は鈕孔が貫通していない。当初から梵字を墨書するべく製作された擬鏡だろう。従って、梵字は鑄成後まもなく、十二世紀後半に墨書されたと見られる。十三号のみ実用鏡であり、製作時期もやや古いが、梵字に関しては他の五面と比較しても字体や運筆に際立った差異が認められないので、共に墨書されたものと考えられる。しかし、六面の梵字がすべて同一人物の筆によるわけではないようだ。例えば、同じキリークでも三号と五号では涅槃点の位置が違う。三号は異体字である。また、

四号と六号にはサが墨書されているが、六号は四号に比べて細く、勢がない。六号の字体や運筆はむしろ一号と近似する。一方、鏡体に注目すると、六号は五号と共通点が多い。二面ともきわめて薄く、縁が強く外傾斜している。梵字が墨書された六面はその字体や運筆、あるいは鏡体の特徴から一号・五号・六号と三号・四号・十三号の二群に分けられる。

同じ梵字を同時期に墨書した鏡がなぜ二組伝存しているのだろうか。その理由を考える上で、『掛川誌稿』に興味深い記述が見える。

今社辺を別所と呼ぶ、按に他州に別所と云所は、神明祠ある村の傍などにおいて、祿宜社人等が墳墓の地なり、此大楠社（別所神社）の辺は、他州の別所と異なり、又上月原の田間に石の小祠あり、熊野権現の旧地と云、大楠社の外、熊野権現を祀りたる祠なければ、此大楠社の旧地と見えたり、因て考に宮原の三島明神を、中古式社とせしこともありと云へは、夫より以前に大楠社は此地に移て、宮原の三島のみ盛に祭りし故に、大楠を別所と称せしなる⁽⁴⁸⁾へし

すなわち、別所という地名は神職の墓地に付けられるが、大楠社（別所神社）の鎮座地には該当せず、また、上月原に熊野権現を祀る小祠があり、熊野権現の旧地と伝えられているため、大楠社（別所神社）はそこから現在地に遷り、社域を別所と称するようになったと推測している。上月原は別所神社の一キロほど西に位置し、大久須川を挟んで宇久須神社（三島明神）が鎮座する宮原と接している。『掛川誌稿』は別所神社がこの上月原から遷ってきたと見るが、同じ梵字を墨書した鏡が二組伝存していることを踏まえれば、ある時期まで二社は併立していたと考えられる。上月原の社が衰微して鏡を遷した結果、別所神社と同じ梵字を墨書した鏡が二組伝

存したのではないだろうか。

さて、別所神社伝来鏡に墨書された三種の梵字が仏菩薩の種子であることは疑いない。明治七年（一八七四）まで別所神社では熊野三所権現の本地仏である阿弥陀如来・薬師如来・千手観音を祀っていたようなので、梵字もやはりそれらを象徴する種子なのか。⁽⁴⁹⁾

キリークは阿弥陀如来・千手観音・如意輪観音・大威徳明王・十二神将の波夷羅の種子だが、サは観音菩薩、サクは勢至菩薩のみを象徴する。このうち、勢至菩薩は熊野十二所権現の本地仏には含まれない。従って、別所神社伝来鏡に墨書された三種の梵字は熊野三所権現の本地仏の種子でないばかりか、熊野十二所権現の本地仏から選抜されたものでもない。むしろ、観音菩薩と勢至菩薩の組み合わせは阿弥陀三尊を連想させる。キリークが本宮（証誠殿）家津美御子神の本地仏である阿弥陀如来を、サとサクが阿弥陀如来の脇侍としての観音菩薩と勢至菩薩を象徴していると考えべきではないか。やや時代は下がるが、大分県豊後高田市の胎蔵寺に伝来した阿弥陀三尊懸仏（図⁵⁰）には建武四年（二三三七）の年号と「六郷本山今熊野御正体也」という銘文が陰刻されており、本宮（証誠殿）の本地仏である阿弥陀如来が観音菩薩・勢至菩薩と共に三尊形式で表される場合もあったことが知られる。明治七年（一八七四）において別所神社には熊野三所権現が祀られていた。しかし、伝来鏡に墨書された梵字は本宮（証誠殿）に関わるものだけである。宮家準氏によると、熊野権現の勧請形式は様々で、本宮・新宮・那智のうち、いずれか一社を勧請する場合もあったらしい。⁽⁵¹⁾宇久須における熊野権現がまず上月原に勧請されたのか、別所にも同時に勧請されたのかは明らかでないが、元来は本宮（証誠殿）のみの勧請だったと考えられる。

五 むすび

小論では静岡県賀茂郡西伊豆町の別所神社に伝来した鏡十四面について実見調査から得られた情報をまとめ、各鏡の製作年代を推定すると共に、別所神社の創建に関する私見を述べた。

別所神社伝来鏡は概ね良好な状態である。土中に埋もれた形跡はなく、発掘品は含まれていないだろう。製作時期は平安時代後期から江戸時代後期に及ぶが、江戸時代の鏡は一面にすぎない。平安時代後期のものが八面、鎌倉時代から南北朝時代のものが五面を数え、製作時期に偏りのあることが確認できた。

別所神社伝来鏡で特に注目されるのは梵字が墨書された六面である。キリク・サク・サがそれぞれ二面ずつあり、本稿では字体や運筆から二組に分けられると判断した。同じ梵字を墨書した鏡が二組伝存している理由として、別所神社の現在地より一キロほど西に位置する上月原にも熊野権現が祀られていたという伝承を踏まえ、ある時期まで別所と上月原の二社が併立していた可能性を提示した。

また、明治七年（一八七四）まで別所神社は熊野権現と呼ばれ、熊野三所権現の本地仏（阿弥陀如来・薬師如来・千手観音）が祀られていたので、梵字はその種子かと予想されていた。しかし、実際は阿弥陀如来・観音菩薩・勢至菩薩、つまり、阿弥陀三尊の種子であることが明らかになった。阿弥陀如来は本宮（証誠殿）の主神、家津美御子神の本地仏であり、阿弥陀如来に仏典上の脇侍である観音菩薩および勢至菩薩を加えた三尊形式で本宮（証誠殿）を表現した事例もあるため、別所神社伝来鏡に墨書された梵字は本宮（証誠殿）を象徴していると指摘し、宇久須において勧請され

た熊野権現はもともと本宮（証誠殿）のみだったのではないかと推定した。鎌倉時代末期（十四世紀前半）、伊豆国には那智山尊勝院の荘園、江馬荘があったらしい。⁽⁵²⁾ 熊野三山領の荘園には熊野権現を勧請する機会が多く、⁽⁵³⁾ 江馬荘でも那智山の主神である夫須美神をはじめとして熊野権現を勧請していたと思われる。しかし、伊豆国に熊野権現が勧請された時期はそれよりもかなり早く、平安時代後期（十二世紀後半）まで上がる可能性のあることが別所神社伝来鏡によって示唆された。別所神社伝来鏡は伊豆国における熊野信仰の伝播を考える上で重要な遺品と言えよう。今回は勧請者の問題には踏み込めなかった。後考を期したいと思う。

註釈

(1) 足立鎌太郎『南豆神祇誌』復刻版、羽衣出版（静岡）、二〇〇二年、二二九頁。

なお、『南豆神祇誌』の原本は賀茂郡神職会より昭和三年（一九二八）に出版された。

(2) 静岡県『静岡県史』第二巻、一九三六年、一〇一八～一〇二〇頁。

(3) 賀茂村教育委員会『ふるさとのしおり』、一九七七年、一四頁。

(4) 賀茂村教育委員会『賀茂村誌資料』第一集、二〇〇〇年、二一～三頁。

(5) 秋山富南『豆州志稿』復刻版、羽衣出版（静岡）、二〇〇三年、一七八頁。

(6) 齊田茂先『掛川誌稿』全、名著出版（東京）、一九七二年、五九〇頁。

(7) 式内社研究会『式内社調査報告』第一〇巻東海道（五）、皇學館大学出版部（伊勢市）、一九八一年、四二一～四二六頁。

(8) 註（4）同書、一～二頁。

(9) 『豆州志稿』巻八には、

永祿五年上梁文ニ井田莊宇久須郷熊野三所大権現地頭富永彌四郎康景（中

略)ト記ス

とある(註(5)同書、一七八頁)。また、『掛川誌稿』卷十三には、永禄五年の棟札云、豆州井田莊宇久須郷熊野三所大権現地頭富永弥四郎康景祢宜太郎大夫秀康

とある(註(6)同書、五九〇頁)。

(10) 註(4)同書、一〇二頁。

(11) 『掛川誌稿』卷十三に、

熊野三社を祀る、鏡を神體とす、中観音、左阿弥陀、右葉師

とある(註(6)同書、五九〇頁)。なお、この記事は『豆州志稿』卷八には見えない。

(12) 別所神社伝来鏡の写真はすべて筆者が撮影したものである。

(13) 註(2)同書、一〇一八〜一〇一九頁。

(14) 東京国立博物館『鏡像』、一九七五年、図四六より転載。

(15) 註(2)同書、一〇一九頁。

(16) 東京国立博物館保管写真第四六六九五号。

(17) 註(2)同書、一〇一九頁。

(18) 兵庫県教育委員会『上板井古墳群』(兵庫県文化財調査報告書第三四冊)、一九八六年、カラー図版四一〜二より転載。

(19) 註(18)同書、五一〜五二頁。

(20) 九江市博物館・呉水存『九江出土銅鏡』、文物出版社(北京市)、一九九三年、図八〇より転載。

(21) 註(20)同書、一二六頁。

(22) 久保智康「中世・近世の鏡」『日本の美術』第三九四号掲載、一九九九年、二二〜二三頁。

(23) 註(2)同書、一〇二〇頁。

(24) 註(14)同書、図五五より転載。

(25) 註(2)同書、一〇二〇頁。

(26) 東京国立博物館保管写真第八六七七七号。

(27) 東京国立博物館『那智経塚遺宝』、一九八五年、二〇八頁。

(28) 註(2)同書、一〇一九頁。

(29) 註(2)同書、一〇一八頁。

(30) 渤海之東、不知幾億萬里、有大壑焉……名曰歸墟……其中有五山焉。一曰、岱輿。二曰、員嶠。三曰、方壺。四曰、瀛洲。五曰、蓬萊……其上臺觀皆金玉、其上禽獸皆純縞。珠玕之樹皆叢生、華實皆有滋味、食之、皆不老不死。所居之人、皆仙聖之種……而五山之根、無所連著、常隨潮汐、上下往還、不得暫峙焉……帝恐流於四極、失群聖之居、乃命禺彊、使巨鼈十五、舉首而戴之……五山始峙而不動。

(31) 龜形鈕を鑄出した鏡のうち、紀年の明らかなものでは宮城県名取市の熊野那智神社に伝来した正応二年(二二八九)銘鏡が最も古いという(大阪市立美術館『扶桑紀年銘鏡図説』、大阪役所、一九三八年、七二〜七三頁)。

(32) 註(2)同書、一〇一九頁。

(33) 東京国立博物館保管写真第四六七五七号。

(34) 奈良国立博物館『経塚遺宝』、一九七七年、三〇九〜三一〇頁。

(35) 三宅敏之「稲荷山の経塚」『朱』第一〇号掲載、一九七〇年、九八〜一〇四頁。

(36) 註(1)同書、二二九頁。

(37) 例えば、先述した東城寺経塚より出土した鏡群に籬を鑄出したものが一面含まれている(註(31)同書、図一〇一〜一〇二)。

(38) 例えば、註(31)で言及した熊野那智神社伝来の正応二年(二二八九)銘鏡があげられる(註(31)同書、図四〇)。

(39) 三柏についても紀年の明らかかな例では熊野那智神社伝来の正応二年(二二八九)銘鏡が最も古い(註(31)同書、図四〇)。

(40) 例えば、鹿児島県始良市の蒲生八幡神社に伝来した康永二年（一三三三）銘鏡があげられる（註（31）同書、図五二）。

(41) 東京国立博物館保管写真第四六一〇七号。

(42) 『扶桑紀年銘鏡図説』所載鏡のうち、嘉暦三年（一三二八）墨書鏡の亀甲地文では六角形の間隙に線が二本引かれているが、永和三年（一三七七）銘鏡では一本になっている。永和三年以降、六角形の間隙に線が二本引かれた亀甲地文は『扶桑紀年銘鏡図説』所載鏡には見えない（註（31）同書、図四八および図六一）。

(43) 天下一銘は十六世紀後半に始まる。当初は公許制だったようだが、自称する者が増したため、天和二年（一六八二）に使用が禁止された。江戸幕府の法令集、いわゆる『御觸書寛保集成』卷三六の「天和二戌年七月」に、
一 町中にて諸事に、天下一之字書付彫付鑄付候儀、自今以後、御法度ニ候間、向後何によらず、天下一之字付申間敷候、勿論只今迄有來候鑑判鑄形板木書付等迄早々削取可申候、若違背仕もの有之におゐてハ、急度曲事可申付者也、

七月

とある（高柳真三・石井良助『御觸書寛保集成』、岩波書店（東京）、一九三四年、一〇〇四頁）。この禁令によって天下一銘は一時的に行われなくなるが、まもなく復活した。

(44) 筆者撮影。

(45) 磐田市埋蔵文化財センター『岩井安全寺境内墳墓群発掘調査報告書』、磐田市文化財保存顕彰会、一九九二年、一二頁。

(46) 註（22）同論文、二二〜二三頁。

(47) 東京国立博物館保管写真第四六八〇三号。

(48) 註（6）同書、五九〇頁。なお、括弧内は筆者が補った。

(49) 足立氏は熊野三所権現の本地仏の種子と見なしている（註（1）同書、二三

九頁）。

(50) 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館『神々の姿―あらわされた日本のこころ』、一九九三年、図五一より転載。

(51) 宮家準『熊野修験』、吉川弘文館（東京）、一九九六年、二六二頁。

(52) 註（51）同書、一一〇〜一一二頁。

(53) 註（51）同書、二五六頁。

附記

別所神社伝来鏡の実見調査では元賀茂村長の山本正和氏および御内儀、西伊豆町教育委員会の鈴木一博氏に並々ならぬご尽力を賜った。深く謝意を表したい。なお、本稿の執筆にあたって昭和女子大学より助成を受けた。



图1 1号裏 (別所神社)



图2 鱈淵寺蔵王窟内出土鏡 (鱈淵寺)



图3 2号裏 (別所神社)



图4 東城寺経塚出土鏡 (東京国立博物館)



图5 3号裏 (別所神社)

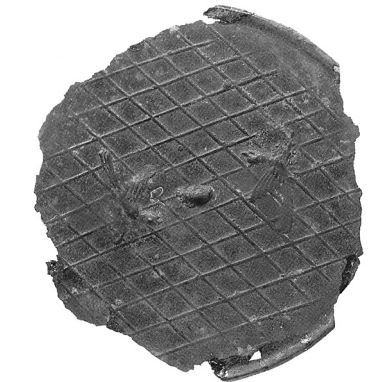


图6 上板井経塚出土鏡 (兵庫県教育委員会)

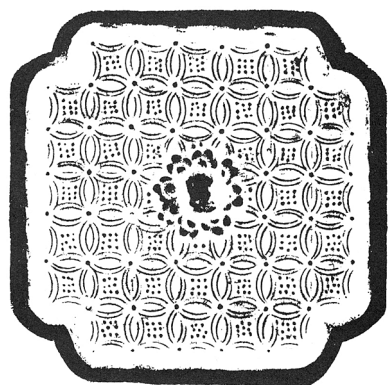


图7 元祐七年墓出土鏡 (九江市博物館)



图8 4号裏 (別所神社)



图9 鰐淵寺蔵王窟内出土鏡（鰐淵寺）



图10 5号裏（別所神社）

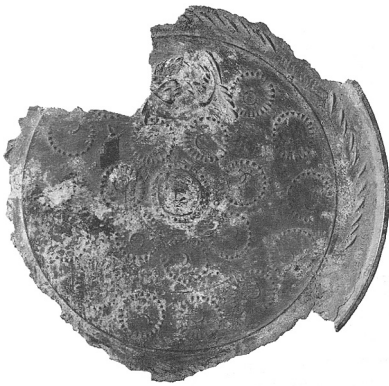


图11 那智経塚出土鏡（熊野那智大社）



图12 6号裏（別所神社）



图13 7号裏（別所神社）



图14 8号裏（別所神社）



图15 稻荷山経塚出土鏡（東京国立博物館）



图16 9号裏（別所神社）



图 17 10号裏 (別所神社)



图 18 11号裏 (別所神社)



图 19 文和四年銘鏡 (東京国立博物館)



图 20 12号裏 (別所神社)



图 21 安全寺1号墓出土鏡 (磐田市教育委員会)



图 22 13号裏 (別所神社)



图 23 14号裏 (別所神社)



图 24 神山高内出土鏡 (東京国立博物館)



图 25 1号表 (别所神社)



图 26 13号表 (别所神社)



图 27 3号表 (别所神社)



图 28 5号表 (别所神社)

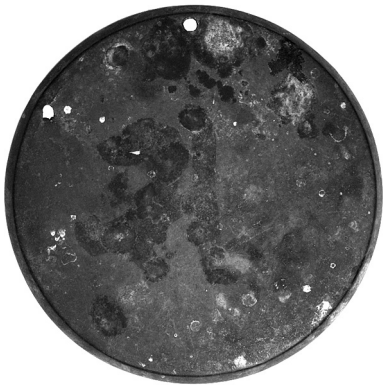


图 29 4号表 (别所神社)



图 30 6号表 (别所神社)



图 31 阿弥陀三尊懸仏 (胎藏寺)

別所神社伝来鏡一覧

番号	鈕・鈕座	文様 (内区)	界圈	文様 (外区)	懸垂孔	面径(cm)	縁幅(cm)	縁高(cm)	重量(g)	製作時期	梵字
1	円錐形・連珠座	菊花菱丸文・双雀・蝶	一重円	水波	1	9.9	0.3	0.6	71.6	12後	サク
2	円錐形・握菊座	竹(荻?)・双鳥	一重円	内区と連続	なし	10.0	0.2	0.5	76.2	12後	
3	円錐形・連珠座	格子地・双雀	一重円	水波	2	9.8	0.2	0.6	69.3	12後	キリーク
4	円錐形・連珠座	薄・双雀	一重円	水波	2	9.8	0.3	0.5	68.5	12後	サ
5	円錐形・連珠座	菊花散・双雀	一重円	水波	2	9.6	0.2	0.4	44.8	12後	キリーク
6	円錐形・円座	格子地・双雀	一重円	水波	2	9.2	0.2	0.3	50.0	12後	サ
7	円錐形・龜形座	蓬萊(荒磯・双鳥)	一重円	内区と連続	なし	9.3	0.4	0.5	90.2	13中	
8	円錐形・連珠座	桜花・山吹・双雀	一重円	内区と連続	2	10.4	0.3	0.6	96.7	12後	
9	円錐形・花蕊座	籬・草木・双雀	一重円	内区と連続	2	11.8	0.3	1.1	222.6	13後	
10	円錐形・花蕊座	洲浜・柏樹・双雀・網目	一重円	菊花・楡齒	なし	11.0	0.3	0.9	204.9	14前	
11	円錐形・花蕊座	亀甲地・双雀	一重円	鋸齒・菊花	なし	11.0	0.3	0.7	154.0	14前	
12	龜形・なし	蓬萊(洲浜・双鶴)・鶴・「天下」銘	二重円	内区と連続	なし	11.6	0.3	1.2	250.8	18末~19初	
13	橋梁状・なし	なし	なし	外区なし	なし	8.8	0.4	0.2	62.1	12前	サク
14	扁円形・齒車座	水波・草・駕鸞	一重円	内区と連続	なし	6.7	0.2	0.4	59.2	14中	